佐賀県告示第二百十七号

佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱 (昭和五十三年佐賀県告示第五

百七十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

佐賀県知事 古川康

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第一条の二 こ の要綱において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に

定めるところによる。

暴力団 暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律 (平成三年法

律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 役員等 次に掲げる者をいう。

1 法人にあつては、 役員、支配人、 営業所長その他これらと同等以上の

1

支配力を有する者

法人格を有しない団体にあつては、 代表者及びこれと同等以上の支配

力を有する者

八 個人にあつては、 その者及び営業所を代表する者

Ξ 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六

号に規定する暴力団員をいう。

第二条の見出しを「(補助金の交付の対象となる事業等)」 に改め、 同条に次

の一項を加える。

2 補助金の交付を受けようとする者が、 次 の各号のいずれかに該当する者で

あるときは、補助の対象としないものとする。

- 暴力団

一 役員等が次のいずれかに該当する者

1

八 を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用して 自己、 自社若し くは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害 いる者

۲ しし る者 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、 直接的若しく は積極的に暴力団の維持運営に協力 又は便宜を供与するな Ų 又は関与して

朩 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し て

^ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用 7 いる者

前号イ から へまでに掲げる者が、 その経営に実質的に関与し て L١ る者

第四条の次に次の一条を加える。

(誓約書の添付)

第四条の二 に認 め た場合を除き、 第三条第一 項及び前条第二項の補助金交付申請書には、 誓約書 (様式第五号の二)を添付するものとする。 知事が 特

様式第一号の注を次のように改める。

 $\widetilde{\mathbb{H}}$ _ 誓約書 (樣式第 5 巾 9 2 を添付す Ø (1 \wedge

2 佪 委任されて駆除を \subset を添付 બ Ø (1 7 無紹 \subset た :世は、 委任された 11 \wedge 例 曹 ॳ В 委任状の

- ω 薬剤費 、なんな、 薬剤購入費、 調合 費及び薬剤運搬費の合計額をい
- 4 r Ç の合計額をいい、 **[業雑費** # Н ソソー Ŷ CH 損料及び燃料費の合計額をいう。 伐倒2種の場合においては労災保険料、 伐倒1種の場合においては労災保険料及び消耗品費 消耗品費並
- 5 理費の 諸経 曹 合計額をいう 、なり 労務厚生費 (労災保険料を除く。 \searrow 測量費及び現場 郦
- Ŧ 入税額控除の対象となる仕入れに係る消費税等相当額を除いて申

6

能格 請する場合は、 一当離 例 含む金額を 実施に要 した経費欄の上部に当該仕入れに係る消 $\overline{}$ NH で記入す Ø 1 $^{\circ}$

様式第二号の注を次のように改める。

- 川 誓約書 (様式第 5号の 2 を添付す Ø
- 2 佪 委任されて駆除を実施し を添付す Ø 11 $\mathring{\boldsymbol{\mathsf{U}}}$,た者は、 委任された (1 \wedge 例 計ずす る委任状の
- ω 料費の合計額をいう。 事業雑費とは、 労災保険料、 消耗品費並びにチェ ı 損料及び燃
- 4 書添付のこ 販売収入とは、 <u>ر</u> ر サシ プ用と \subset て販売 した原木代金をいし。(椺 託契約
- 5 理費の 諸経費 合計額をいう。 、ないと 労務厚生費 (労災保険料を除 ^ \searrow 測量費及び現場 徊
- 9 等相当 뺆 र्ष 仕入税額控除の対象とな Ø 場合は、 寍 を含む金額を 実施に要 \subset た経費欄の上部に当該仕 る仕入れに係る消費税等相当額を除いて **III** NH で記 <u>></u> क В (1 ۴ 入れに係 る消費税 ₩

樣式第三号中 5 以支 屮 算書 別紙 ω のとおり を

5 収支予算書 別紙3のとおり

に改める。

王 棩 慾 (蒸 共第 5 巾 9 2 例 添付す В 11 $\mathring{\boldsymbol{U}}$

様式第四号の注を次のように改める

- $\widetilde{\mathbb{H}}$ 申譜者 に後 6)/ 誓約書(樣式第 5 巾 9 2 を添付す Ø (1 \wedge
- 2 7 を証す 調者 が委任されて駆除を実施し る委任状の写しを添付する 11 47 ۴ 쐐 Ş Ð る場合 ज़ 委任されたこ
- ω 薬剤費 、なり 薬剤購入費、 調合費及び薬剤運搬費の合計額をいう。

- 4 費の 当びは **[業雑費** 合計額をいい、 # エンン 、なっては、 伐倒1種の場合においては、 伐倒 損料及び燃料費の合計額をいう。 2種の場合においては、 労災保険料及び消 労災保険料、 消耗品 耗品
- 5 委任状 別紙
- 6 理費の 諸経費 合計額をいう 、なく 労務厚 生費 (労災保険料を除 ^ \searrow 測量費及び現場管
- 7 等相当 뺆 ॳ 仕入税額控除の対象 В 盤 言ない。 を含む金額を 実施に 製し \wedge 4 た経費欄の上部に当該仕入れに係 \bigcup る仕入れに係 NH で記入す お消 В 費税等相当 11 ۴ 盛を 解いて申 る消費税

様式第五号の注を次のように改める。

- ¥ 申讀者 に落 Ø 誓約書 (様式第 5 巾 9 2 \smile を添付: र्ष Ø 11 \wedge
- 2 7 例 # 証す 温光 が委任 Ø 委任状の写しを添付す されて駆除を実施 Ø \subset 11 47 ۴ ₩ Ş Ð る場合 À 委任されたこ
- ω 料費の合計額をいう 業雑費 ČĦ, 労災保険料、 消耗品費並びにチ Н ソソ 損料及び燃
- 4 委託契約書 販売収入とは、 を添付のこ チップ用と ر ر ک \subset て販売 した原木代金をいう。((1 の場
- 5 委任状 樣式第 4号の注の5 9 委任状に 回 Ç
- 6 理費の 諸経費 合計額をいう 、なり 労務厚生費 (労災保険料を除く。) 測量費及び現場管
- 7 貅 뺆 盐 প 午 账 Ø 入税額控除の対象と 龌 寍 がはない。 例 含む 金額を 実施に 瞅 な \subset \smile た経費欄の る仕入れに係 卌 NH で記入するこ \vdash い。 る消費税等相当 当該仕、 ٩ 入れに係 盛を 解いて申 る消費税

様式第五号の次に次の一様式を加える。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。
- (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しく は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体 又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事

樣

〔法人、団体にあっては、事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあっては、法人・団体名及び代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 印

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約を お願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、森林病害虫等防除事業の事務のため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

附 則

虫等防除事業補助金交付要綱の規定は、平成二十三年度分の補助金から適用す この告示は、 公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県森林病害

ಠ್ಠ